

学内での撮影行為

大学構内での撮影行為に当たっては、事前に申請が必要です。

学生課（池袋）窓口備付の「**施設使用願**」に撮影目的・日時・場所を記入し、撮影日の2日前までに提出してください。大規模な撮影や外部業者が関わる撮影については、更に事前に趣意書を提出した場合のみ学生課で協議の上、許可することがあります。大学屋内の撮影は不可です。